

### 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会  
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

#### 改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。  
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

#### 改正の概要・施行期日

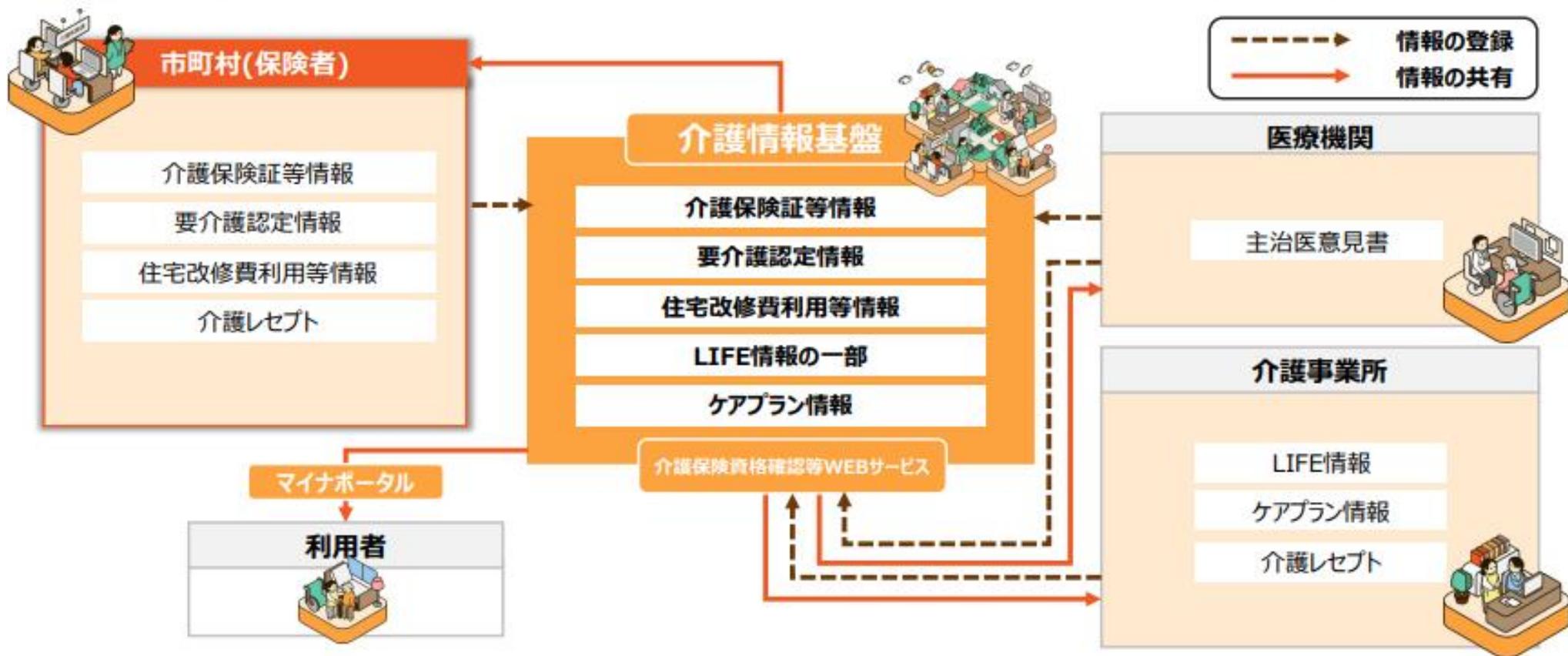
- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。

施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

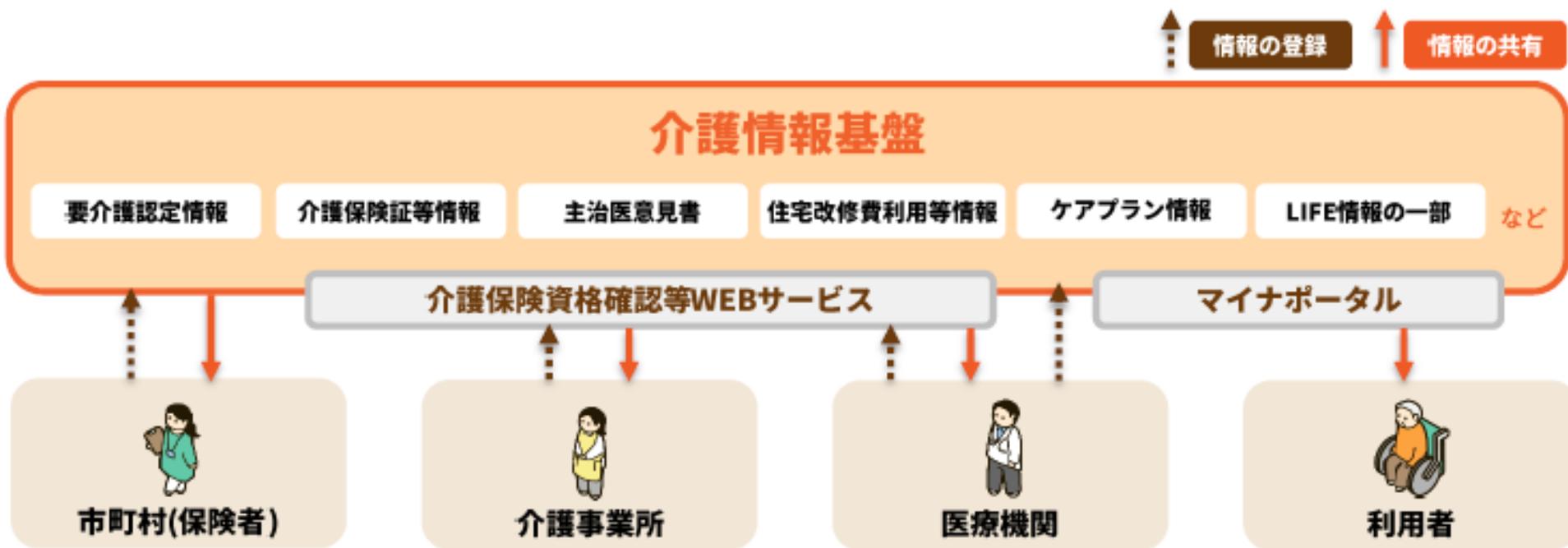
令和8年4月1日施行

## 全体の概念図①

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、共有・登録・管理できるようになります。



## 全体の概念図②



- ・介護保険基盤の情報の閲覧に関する利用者の包括的な同意の小金井市による取得は、令和8年4月1日から要介護認定の申請時に行います。
- ・すでに要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の方は、居宅介護支援事業所や介護保険施設等でも包括同意の取得ができます。

## 介護情報基盤による介護情報の共有範囲と情報閲覧機能実装予定時期

- 灰色斜線セルにある情報の種類・様式は、利用者の同意が取得されていない場合は表示されない情報
- 点線で囲われた情報の種類・様式は、情報閲覧機能の実装が令和8年4月1日以降になる情報
- ○は該当する関係者が閲覧可能な情報
- 居宅介護支援事業所と介護事業所については、利用者本人確認を行った上でサービス提供を継続している事業所においてのみ情報閲覧が可能（サービス提供のレセプトの継続的な発生により識別）
- 医療機関については、保険者から主治医意見書作成依頼書が送付された医療機関を想定

| 情報の種類      | 様式等  | 介護情報基盤で情報共有する関係者 |      |             |                   |           |           |
|------------|--|------------------|------|-------------|-------------------|-----------|-----------|
|            |  | 利用者              | 市区町村 | 居宅介護支援事業所   | 介護事業所             |           | 医療機関      |
|            |  |                  |      |             | 介護老人保健施設<br>介護医療院 | その他       |           |
| 要介護認定情報    | ①認定調査票   |                  | ○    | ○           | ○<br>(※1※2)       | ○<br>(※2) | ○<br>(※3) |
|            | ②主治医意見書  |                  | ○    | ○           | ○<br>(※1※2)       | ○<br>(※2) | ○<br>(※3) |
|            | ③介護保険被保険者証等<br>(介護被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、要介護認定審査進捗状況を含む)   | ○                | ○    | ○           | ○                 | ○         | ○         |
|            | ④要介護認定申請書  | ○                | ○    | 令和8年度下期実装予定 |                   |           |           |
| LIFE情報     | ①LIFE情報(ADL等)  | ○                | ○    | ○           | ○                 | ○         | ○         |
| ケアプラン      | (1)居宅サービス<br>①第1表 居宅サービス計画書(1)<br>②第2表 居宅サービス計画書(2)<br>③第3表 週間サービス計画表<br>④第6表 サービス利用票<br>⑤第7表 サービス利用票別表<br>(2)施設サービス<br>⑥第1表 施設サービス計画書(1)<br>⑦第2表 施設サービス計画書(2)<br>⑧第3表 週間サービス利用表 | ○                | ○    | ○           | ○                 | ○         | ○         |
| 住宅改修費用等の情報 | ①介護保険住宅改修費用利用情報<br>②介護保険福祉用具購入費用利用情報   | ○                | ○    | ○           | ○                 | ○         | ○         |

※1 主治医意見書作成依頼が送付された施設の、職種が医師である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※2 施設職員のうち、職種がケアマネである職員に限り、居宅介護支援事業所と同様に①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

※3 主治医意見書作成依頼が送付された医療機関の、職種が医師と医師事務作業補助者である職員に限り、要介護認定申請書提出日から30日間のみ、①認定調査票及び②主治医意見書を閲覧可能

# 介護情報基盤の整備

## 介護情報基盤の3つのメリット

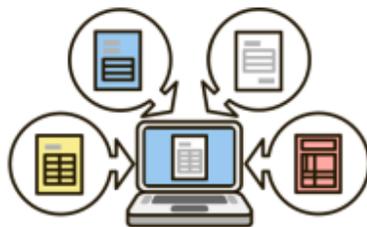
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

### 👍 事務作業の効率化



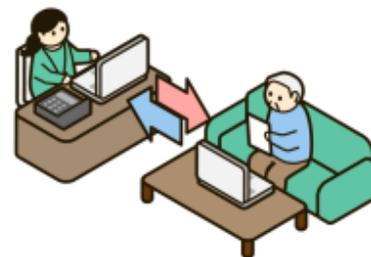
紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事をこなせます。

### 🔗 情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの情報を集約し、サービス間で共有できます。

### 🕒 手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結できます。

### 介護事業所

- ・ ケアマネジャーや介護事業所の職員が要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。
- ・ 介護に関する情報が効率化されることで本来の業務に集中できるようになり、利用者にさらに寄り添ったサービスを提供できます。

### 医療機関

- ・ 主治医意見書や請求書などをオンラインで扱えるようになり、印刷・郵送の手間やコストが削減されます。
- ・ 居宅療養管理指導などに必要な情報が連携され、現場でスピーディに確認し、対応できるようになります。
- ・ ケアプランやLIFE情報の一部などを通じて、患者さまの状態をより細やかに把握できるため、気づきにつながります。

### 利用者

- ・ 健康保険証等の情報と同様にマイナポータル上で介護保険証等の情報を確認できるようになります。
- ・ 介護保険証や各種書類などの紛失の心配が減り、災害や緊急時においても安心です。
- ・ 事業所における市町村間や事業所間での情報連携により、より質の向上した介護サービスが利用できます。

### 市町村

- ・ 書類等の交付や要介護認定申請などの際、印刷・発行・郵送などの業務が軽減されます。
- ・ 介護事業所や医療機関が、必要な情報を自ら確認できるようになるため問い合わせへの対応が軽減されます。
- ・ 将来的に、ケアプランやLIFE情報の一部などの情報を共有することにより、地域全体の傾向を深く知ることができ、その情報をふまえた施策立案がしやすくなります。

## 介護情報基盤利用開始時期

- ・マイナポータルや介護保険資格確認等WEBサービスを通じて、情報を参照・閲覧するためには保険者である自治体の介護保険システムと介護情報基盤がデータ連携を行えている必要があります。
- ・全国の市区町村は、本格運用開始日である令和10年4月1日までに介護情報基盤の利用を開始することを目指すとされています。

小金井市の介護情報基盤のデータ連携開始日（利用開始日）は

**令和9年2月25日から（予定）**